

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号：32406  
 研究種目：基盤研究(B) (一般)  
 研究期間：2012～2015  
 課題番号：24330220  
 研究課題名(和文) 新教育基本法下の「新しい教育法状況」の政策論的、制度論的および法解釈論的研究  
  
 研究課題名(英文) Political, institutional and legal analysis of "the new system of education law" under the new Basic Law of Education  
  
 研究代表者  
 市川 須美子 (Ichikawa, Sumiko)  
  
 獨協大学・法学部・教授  
  
 研究者番号：30117692  
  
 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,100,000円

研究成果の概要(和文)：2012年から2015年度の研究期間中に、学校体系の複線化、地方教育行政法・学校教育法改正など、急速な制度・立法改革が進展し、新教育基本法下での「新しい教育法状況」の全体像が明らかになりつつある。研究の中間総括として、第1に、戦後教育改革期の憲法・教育基本法法制の基本原理は、「新しい教育法状況」と根本的な対立傾向にあるが、新たな立法・政策により侵食されつつある一方で、なお有効に機能している面があること、第2に、「新しい教育法状況」のバックボーンである新自由主義的教育政策は、学校体系の全面的再編と従来の枠を超えた教育内容行政の展開によりさらに新しい段階に至ったと評価されうることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：For the years, which this research grand covered, the government has carried out comprehensive reform of educational system rapidly, including the stratification of the school system and the organizational reform of the local educational administrations. This reform helped us get the whole picture of the system of new education law under the New Basic Act of Education of 2006. As the reform would continue from now on, we clarify not concluding but preliminary two observations. First, though the principles embedded in the Constitution of 1947 and the former Basic Law of Education have been challenged by the new system of education law, they still work and set limit on the reforms. Second, the stratification of the school system and the comprehensive control of educational activities by standardized testing led by the Cabinet Office and the governors' offices showed that the education reform, which has been driven by the neo-liberalism for these 30 years, moved into its third stage.

研究分野：教育法

キーワード：教育基本法 新自由主義 教育裁判例 教育委員会 学校体系 教科書検定・採択 教育内容行政 教育費

### 1. 研究開始当初の背景

本研究課題の開始当初には、2006年に施行された教育基本法(以下、新教基法)のもとで、(1)教育の自由および教育と教育の行政の区別という制度原理と緊張関係を有する施策(典型的には、新学力テストおよび「日の丸」「君が代」の卒業式での取扱い)が進展し、それを追認する裁判例が多くなり、(2)教育条件整備に関する基準が弾力化、低水準化し、あるいは撤廃され、教育行政の教育条件整備義務という原則が崩されつつあり、(3)さらには、中央政府の内閣府と地方政府の首長部局への教育に関する権限の集中が進み、教育行政の一般行政からの独立という制度原理との緊張関係を示しつつあった。

こうした「新しい教育法状況」の展開は、本研究の研究代表者および研究分担者がすでに行っていた共同研究の成果からしても、新自由主義的な思想に裏打ちされたものであることは明らかであった。

### 2. 研究の目的

以上のような研究開始当初の背景において、この「新しい教育法状況」を構成する政策、個別法制度、裁判例が、いかなる意味で新しく、憲法に由来する教育法原理(教育を受ける権利と教育の自由)および教育制度原理(教育と教育行政の区別、教育行政の一般行政からの独立性、教育行政の地方自治、学校の自治)とどのような緊張関係を持ち、いかなる範囲において通用すべきか、あるいは、そもそも通用すべきではないのかを、政策論、法制論、法解釈論のそれぞれの領域で明らかにする必要が生まれていた。本研究課題は、これらの問題に回答することを通じて、「新しい教育法状況」の立憲主義との緊張関係を総体として明らかにすることを目的にしていた。

### 3. 研究の方法

本研究課題は、教育政策、中央政府および地方政府における教育関係立法、ならびに、教育判例という次元に関する軸、および、教育内容行政、教育条件整備行政、教育財政、教育行政組織という対象に関する軸の2つを組み合わせ分析するという基本的な枠組みに基づいて、「新しい教育法状況」を、どの程度新自由主義教育改革を進展させているのかという視点と、憲法に由来する教育法原理および教育制度といかなる点において緊張関係を有するのかという視点から、諸外国との比較も行いつつ、分析するという方法を用いることを計画していた。

本研究課題の期間中、基本的には、こうした方法を用いて研究を遂行することができた。もっとも、2012年に安倍晋三を総理大臣とする自民党政権が成立して以降、当初の想定よりも急速に教育施策が実行されることになり、本研究課題の目的との関係で、現実に実行に移されてようとしている施策を、審

議会文書や国会答弁の分析など立法過程の段階から同時期に分析するという方法も用いられることとなった。

### 4. 研究成果

2012年度から2015年度の研究期間中には、学校体系の複線化、地方教育行政法・学校教育法改正など、急速な制度・立法改革が進展し、新教育基本法下での「新しい教育法状況」の全体像が明らかになりつつある。

本研究課題の全体としての成果を簡潔にまとめると、「新しい教育法状況」を総体として分析する研究の中間総括として、第1に、戦後教育改革期の憲法・教育基本法法制の基本原理は、「新しい教育法状況」と根本的な対立傾向にあるが、新たな立法・政策により侵食されつつある一方で、なお有効に機能している面があること、第2に、「新しい教育法状況」のバックボーンである新自由主義的教育政策は、学校体系の全面的再編と従来の枠を超えた教育内容行政の展開によりさらに新しい段階に至ったと評価されうることを明らかにした(これらの中間的な総括としての成果を反映した業績としては、雑誌論文②、図書①②)。

以下、本研究課題の分析の対象とされた領域ごとに具体的な研究成果を示す。第1に、本研究課題の最初期の段階で、教育財政研究の領域において、新自由主義教育改革施策研究の歴史的前提として、戦後日本の教育財政制度の変遷について、教育条件整備基準と教育費の私費負担に焦点を当て、制度史研究と現状分析を行った。その後も、この成果に基づき、教育費の私費負担や教員給与の問題の個別のテーマについて継続的に研究成果を発表している(雑誌論文、図書)。

第2に、地方教育行政研究の領域において、地方政府における首相部局への権限の集中の問題を、大阪府・市をモデルケースに、教育行政の一般行政からの独立性という制度原理の観点から批判的に分析し、最初期の段階から、事後の法律レベルでの地方教育行政改革に関する基本的な方向性を示すことができた。その後、本研究課題の期間中に、地方教育行政の改正が行われ、教育委員会制度の大幅な改革が行われたが、その政策的な狙いや現実の法改正の内容の分析も、これ以前からの研究成果の蓄積および政策文書や国会答弁の分析に基づき、同時期的に研究を遂行することができ、現実の法改正の影響やその限界、さらには、教育制度原理との関係でのあるべき法解釈論の方向性を示すことができた。これらの分析からは、教育委員会制度改革が新自由主義的な改革に掉さすものである一方で、なお、戦後教育改革期の教育制度原理を完全には掘り崩せていないことが明らかにされた(雑誌論文)。

第3に、教育裁判例等の法解釈論的研究の領域においては、いわゆる「日の丸・君が代」裁判の中間的な総括を行い、教育原理の視点

から今後の法解釈論上の課題を抽出するとともに、「新しい教育法状況」においても、教師の教育の自由などの学力テスト最高裁判決に内包された教育法原理がなお有効に機能する可能性があり、その可能性の追求こそが目指されるべきところであることを示した。また、近年、全国各地で訴訟が提起されている国立大学法人の職員の給与等の基準の不利益変更をめぐる裁判に関しても、先鞭をつける業績を発表した(雑誌論文⑳)。

第4に、高等教育研究の領域において、国立大学法人法の成立以降に顕著になった各大学を競争的な環境の下で財政的にコントロール手法がとられるようになったなかで、本研究課題では、その新自由主義的な改革としての特徴の分析を基礎にして、具体的な施策の分析を行った。特に、本研究課題中に、学校教育法の改正により、各大学の教授会の権限を縮小し、学長のトップダウンでの大学運営を加速させることを狙った制度改革が行われたことに関して、やはり従来からの研究成果の蓄積と政策文書や国会答弁の分析に基づいて同時期的に分析を進めることができた。これに関して、憲法で保障された「大学の自治」とそれを制度的に裏付けていた法制度と高度の緊張関係を有する面があるものの、戦後教育改革期の基本的な制度の枠組みや教育法原理に基づく法解釈論的な歯止めが完全に払拭されたわけではないことを明らかにし、あるべき法解釈論の方向性を示すことができた(雑誌論文㉑)。

第5に、教育内容行政研究の領域においては、まずは、新教基法で新たに規定された教育振興基本計画体制の下において、学力テストが、学習指導要領の全国規模での教育内容基準化の進行を確保するシステムとして機能しつつあり、新自由主義改革の新たな段階を予示しつつあることを示すことができた。また、同時に、教科書検定制の改革により、教科書を政府見解のより確実な伝達のための道具として機能させることが現実味を帯びつつあり、これが従来からの最高裁判例が明らかにした教科書検定制の正当化の論理も超えるものであること、さらには、道徳の教科化と相まって、新教基法2条に規定された徳目の政府による具体化とその教科書および教育現場への浸潤の度合いを劇的に強める可能性があることを明らかにした(雑誌論文㉒㉓㉔)。

第6に、学校体系研究の領域においては、最初期の段階から、学校体系の弾力の先鞭となりうる幼保一元化の展開を分析しつつ、一定の研究成果を発表していた。また、この領域においても、本研究課題の期間中に急速に政策が具体化され、学校体系の根本的な変革、すなわち、学校体系の複線化を劇的に進める政策動向が示されていることを批判的に分析していた。この動向の一部は、学校教育法の改正に結びつき、義務教育学校制度という

新たな学校種が設けられたが、この点の政策的な狙いや現実の意味に関する分析も、やはり政策文書や国会答弁の分析により、同時期に研究を進展させることができ、特にこの領域での政策の動向が、新自由主義的な教育改革の新たな段階への展開を示すものであることを一定程度で明らかにできた(雑誌論文⑲⑳)。

第7に、その他、最新の教育政策の動向との関係についても、分析を進め、一定の成果を挙げつつある。例えば、学校懲戒制度の領域でのゼロ・トレランスの政策の教育法的な意味の分析や、18歳選挙権に関わっての政治教育の意義および教育の「政治的中立性」の意味や仕組みのあり方、また、高校生の政治活動の自由への規制のあり方の問題の分析である。これらの最新の動向も、本研究課題の期間中の研究成果の蓄積により、短い期間ながら一定程度の精度をもった成果を示すことができたと思われる(雑誌論文㉕)。

以上の個別領域の分析は、新自由主義的な改革の進展の度合いという視点と、憲法に由来する教育法原理および教育制度原理との緊張関係という進展から、新教育基本法の下での「新しい教育法状況」を分析するうえで不可欠のものであると同時に、極めて広い分野のからの俯瞰的に分析することを可能にさせるものであった。それゆえ、上記のような「新しい教育法状況」の現段階での中間的な総括も可能になった。本研究課題の当初の目的は、十分に達成されたのではないかと思われる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計44件)

世取山洋介「ゼロ・トレランスに基づく学校懲戒の変容の教育法的検討」日本教育法学会年報45号2016年107-118頁。

谷口聡「『学校体系の複線化』政策の現代的特徴と課題」日本教育法学会年報45号2016年64-74頁。

新教育基本法法制研究特別委員会ワーキング・グループ(世取山洋介・中川律・谷口聡他)「資料解題：18歳選挙権と政治教育：教育の「政治的中立性」の批判的検討」日本教育法学会年報45号2016年153-183頁。

世取山洋介「新自由主義教育改革の新段階と教育人権：安倍教育再生実行改革による新教育基本法の再始動」歴史評論791号2016年17-31頁。

世取山洋介「国立大学法人職員の給与等の基準の不利益変更をめぐる法制と判例：法的要請と法定外要請との区別」労働法律旬報

1854号 2015年 38 - 47 頁。

高橋哲「現代教育政策の公共性分析：教育における福祉国家論の再考」教育学研究 82 巻 4号 2015年 531 - 542 頁。

高橋哲「安倍政権の教育改革とは何か：教育再生実行政策の目的、手法、そして問題の所在」現代思想 43 巻 8号 2015年 156 - 168 頁。

高橋哲「新教育委員会制度の研究動向：改正地方教育行政法へのアプローチ」教育制度学研究 22号 2015年 246 - 252 頁。

高橋哲「行政改革としての教員評価 = 人事評価制度：日米比較からみる教員評価政策の日本の特質」日本教育行政学会年報 41号 2015年 37 - 55 頁。

中川律「教科書検定制度に関する考察」日本教育法学会年報 44号 2015年 51 - 60 頁。

中嶋哲彦「八重山地区教科書採択における『不当な支配』と国家統制」日本教育法学会年報 44号 2015年 42 - 50 頁。

新教育基本法法制研究特別委員会ワーキング・グループ(世取山洋介・中川律・谷口聡他)「資料解題 教育再生実行改革および地方教育行政法・学校教育法・国立大学法人法改正について」日本教育法学会年報 44号 2015年 160 - 187 頁。

市川須美子「日本教育法学会会長・市川須美子氏に聞く地方教育行政法、学校教育法、国立大学法人法改正の問題点と今後の課題」季刊教育法 182号 2014年 60 - 67 頁。

光本滋「国立大学の国家統制の強化をめざす『ガバナンス改革』」229号 2014年 112 - 121 頁。

石井拓児「公教育費・私教育費のグラデーション構造：その戦後日本の特質の解明」教育制度研究 21号 2014年 159 - 164 頁。

中川律「教師の教育の自由」法学セミナー 712号 2014年 18 - 22 頁。

成嶋隆「教育の自由をめぐる今日的課題にどうとりくむか」法と民主主義 493号 2014年 16 - 23 頁。

世取山洋介「こころとからだの学習裁判」判決の意義と課題」障害者問題研究 158号 2014年 148 - 153 頁。

小泉広子「子ども・子育て支援関連3法と子どもの権利」日本教育法学会年報 43号 2014

年 44 - 54 頁。

世取山洋介「意見書『日の丸・君が代』に関する過去の処分歴を理由とする処分量定の加重の合法性について：その教育法的検討」法政理論 46 巻 2号 2014年 251 - 288 頁。

②谷口聡「教育再生実行会議『到達度テスト(仮称)』提言の意図」人間と教育 81号 2014年 76 - 83 頁。

②世取山洋介「第二次安倍政権の教育再生実行プランの検討：新自由主義教育改革の新段階」法と民主主義 478号 2013年 9 - 15 頁。

③小泉広子「イングランドの通常学校における特別な教育的ニーズを持つ子どもへの教育の実際」人間と教育 78号 2013年 44 - 51 頁。

④市川須美子「君が代・日の丸訴訟の中間的総括」日本教育法学会年報 42 巻 2013年 18 - 35 頁。

〔学会発表〕(計 7 件)

市川須美子「学テ判決 40 年の総括」日本教育法学会第 46 回定期総会 2016年 5月 28 日龍谷大学(京都府・京都市)

谷口聡「学校体系複線化の現代的特徴と課題」日本教育法学会第 45 回定期総会 2015年 5月 31 日法政大学(東京都・千代田区)

世取山洋介「ゼロ・トレランスに基づく学校懲戒の変容の教育法的検討」日本教育法学会第 45 回定期総会 2015年 5月 31 日法政大学(東京都・千代田区)

中嶋哲彦「八重山地区教科書採択における『不当な支配』と国家統制」日本教育法学会第 44 回定期総会 2014年 5月 25 日北海道大学(北海道・札幌市)

中川律「教科書検定制度に関する考察」日本教育法学会第 44 回定期総会 2014年 5月 25 日北海道大学(北海道・札幌市)

小泉広子「子ども・子育て支援関連3法と子どもの権利」日本教育法学会第 43 回定期総会 2013年 5月 26 日早稲田大学(東京都・新宿区)

市川須美子「君が代・日の丸訴訟の中間的総括」日本教育法学会第 42 回定期総会 2012年 5月 26 日埼玉大学(埼玉県・さいたま市)

〔図書〕(計 8 件)

角松生史、山本顕治、小田中直樹編、世取山洋介他、日本評論社、『現代国家と市民社会の構造転換と法：学際的アプローチ』2016

年、300(45 - 64)。

佐々木弘通、宍戸常寿編著、中川律他、弘文堂、『現代社会と憲法学』2015年 301(53 - 72)

橋本紘一編著、高橋哲他、玉川大学出版、『専門職の報酬と職域』2015年 272(134 - 158)

世取山洋介他編、大月書店、『公教育の無償性を実現する：教育財政法の再構築』2012年 520。

〔産業財産権〕  
出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等  
なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

市川 須美子 (ICHIKAWA, Sumiko)  
獨協大学・法学部・教授  
研究者番号：30117692

### (2) 研究分担者

光本 滋 (MITSUMOTO, Sigeru)  
北海道大学, 教育学研究科(研究院), 准教授  
研究者番号：10333585

高橋 哲 (TAKAHASHI, Satoshi)  
埼玉大学, 教育学部, 准教授  
研究者番号：10511884

中嶋 哲彦 (NAKAJIMA, Tetsuhiko)  
名古屋大学, 大学院教育発達科学研究科,  
教授  
研究者番号：40221444

小泉 広子 (KOIZUMI, Hiroko)  
桜美林大学, 総合科学系, 准教授  
研究者番号：40341573

谷口 聡 (TANIGUCHI, Satoshi)  
中央学院大学, 商学部, 講師  
研究者番号：40636247

石井 拓児 (ISHII, Takuji)  
名古屋大学, 教育学研究科, 准教授  
研究者番号：60345874

中川 律 (NAKAGAWA, Ritsu)  
埼玉大学, 教育学部, 准教授  
研究者番号：60536928

成嶋 隆 (NARUSHIMA, Takashi)  
獨協大学, 法学部, 教授  
研究者番号：90115056

世取山 洋介 (YOTORIYAMA, Yosuke)  
新潟大学, 人文社会・教育科学系, 准教授  
研究者番号：90262419

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：